今後のマンション政策のあり方に関する検討会規約

(名称)

第1条 本会は「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、我が国で進行する高経年マンションの増加や居住者の高齢化という「2つの老い」問題に加え、近年みられるマンションの大規模化等のマンションを取り巻く現状と課題を整理するとともに、区分所有法制の見直しの動向も踏まえたうえで、更なる維持管理の適正化や再生の円滑化の観点から今後進めるべきマンション政策について、幅広く検討を行うことを目的とする

(委員の任命)

第3条 検討会の委員は、マンションの管理、修繕、建て替え等に関する学識経験又は専門知識のある者のうちから、住宅局長が任命する。

(座長の任命等)

- 第4条 検討会には座長を置く。
- 2 座長は、国土交通省住宅局が選任する。
- 3 座長は、議長として検討会の議事を整理する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその 意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- 5 検討会にはワーキンググループを置くことができる。

(検討会の議事)

- 第5条 検討会の議事は、非公開とする。
- 2 検討会の議事概要については、委員に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。
- 3 検討会の資料については、国土交通省のホームページにおいて公開する。ただし、 座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)付 に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。